

前橋地方裁判所委員会（第6回）議事概要

（前橋地方裁判所総務課）

1 日時 平成17年12月5日（月）13:30～15:30

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

安中啓子，飯野真幸，池田修，大澤克博，久我泰博，高坂隆信，小林敬，
鈴木叡，高橋康三，東條宏，富岡恵美子，深堀充，町田久，宮崎瑞穂，
山口幸男

（事務局担当者）

事務局長柴野正博，事務局次長太田雅夫，
民事首席書記官井上庄二，刑事首席書記官渡部高士，
民事訟廷管理官倉田優巳，刑事訟廷管理官松井秀雄，
前橋簡裁庶務課長福田秀太良，資料課長大宮啓，
総務課課長補佐押田美由貴

4 議事

(1) 意見交換等（テーマ「裁判の速さはどうか。」）

(2) 次回のテーマについて

5 議事経過

(1) 意見交換

※ 委員に対しては，「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」を事前に送
付し，これを踏まえて意見を述べてもらった。

（委員長）

本日は，「裁判の速さはどうか。」とのテーマで意見交換をお願いします。

まず，導入として，この点に関する委員の印象をざっくりばらんにお聞かせいた

だきたい。訴訟当事者になったことのない委員の御意見はどうか。

(委員)

まず手続があり、それに基づいて慎重にやらざるを得ないため、時間がかかる。通常の我々の事務とは違うという印象である。

(委員)

裁判所と弁護士との次回期日の日程調整に時間がかかるという印象である。

(委員)

調停事件の当事者になったことがあるが、数か月で終了した。長期間かかる裁判というのは、新聞報道される大きな事件で、地裁、高裁、最高裁まで裁判をすることにより、10年から20年かかっているのだと思う。大きい事件だから時間をかけなければならないのは分かるが、20年後に判決が出ても、その裁判の関心は低くなっている。

日常的な事件は、意外に早く終わるという印象だ。

(委員)

送付された資料を読んだら、刑事事件は6か月で結審までいくということで驚いた。しかし、知り合いから聞いたところでは、裁判の次回期日が1か月ないし数か月後ということであったというので、裁判は、時間がかかるという印象を持っていた。

(委員長)

報道される事件には、長期化している事件もあるため、一般の人は、裁判は長くかかるという印象を受けているのであろう。裁判を報道するメディア側の立場の委員の御意見はどうか。

(委員)

20年前と比べると、医事関係訴訟が多くなっているという印象だ。訴訟を起こす一般の人も増えている。これまで事件とならなかったジャンルの事件も増えている。また、刑事事件の結果を見て、民事事件を起こす人も増えている。

ところで、刑事訴訟法第1条には、法の目的として、「適正且つ迅速」という言葉が掲げられている。民事訴訟法には、そのような条文はないが。

(委員長)

刑事訴訟法第1条に、「適正且つ迅速」とあるのは、迅速だけではいけないし、適正を図ることにより、迅速性が犠牲になってもいけないという意味である。民事訴訟についても、憲法で、裁判を受ける権利が保障されているので、権利を侵害されている人は、迅速な救済を受けるべきことになる。民事事件でも適正さは重要であり、迅速だけを推進するわけではない。ときに矛盾するようなことがあるが、適正さと迅速さの両方を実現していくことが大切である。

(委員)

裁判は長くかかるという印象を持っていたが、統計資料を見ると、民事事件は約1年弱、刑事事件は3.2月で終わっている。三審制で、最高裁まで争うと時間がかかるのであって、第一審は、そんなに長くはないと感じた。

また、裁判官と検察官の人数が少ないのではないかと思う。少ない中で、よくやっているなという印象だ。

(委員長)

人数が増えれば、どこまでも審理期間を短くできるかという、そういうものでもない。民事事件は約1年、刑事事件は数か月となっているが、適正に手続を踏む以上ある程度の時間がかかるのはやむを得ない。控訴審や上告審が第一審より長いこともあるが、多くの場合は、短い。

訴訟当事者になった委員の御意見はどうか。

(委員)

調停事件に関与したことがあるが、呼出状が来て、裁判所に行ったら、15分でその日の手続が終わった。次回期日は、そのときのことを忘れた頃にやってくる。

一般の人は、裁判は縁がないものであり、できれば関わりたくないと思ってい

る。マスコミで取り上げられる事件のイメージで、長くかかるという印象を持つのだと思う。実際、統計資料を見ると、一年以内に90%以上の事件が結審している。世間で理解している裁判とずいぶん違うなという感じがする。広報活動が薄いのではないか。もちろん、残り数パーセントある10年、20年かかる裁判を縮めるというのは大切だ。

(委員)

教育委員会絡みの事件で、法廷に立ったことがある。教育委員会の場合、県が訴えられ、指定代理人という立場で仕事をしたが、行政訴訟は、原告の人数が多く、和解も成立しない。長期間かかったと感じた。

(委員)

医事関係訴訟について、増えてはいるが、鑑定人の推薦制度ができたりして、速くなっている。医事関係訴訟は、組織の責任者が訴えられるが、直接関わった医師は、事件が審理されている2、3年の間は、頭の上に雲がかかった状態で、暗い気持ちになり、自信をなくす。たとえ勝訴判決を得ても、病院を辞めてしまう。医療者の仲間で庇い合うことはほとんどないので、速くなることを期待している。

(委員長)

法律家の委員の御意見の前に、ここ数年来の司法制度改革の動きについて御説明する。

「裁判の迅速化に関する法律」が制定され、第一審では、2年以内に事件が終了することを目標にし、2年ごとに最高裁判所が検証した結果を報告することになっている。

医事関係訴訟や建築関係訴訟では、専門委員制度を創設し、主張整理の段階から専門委員が加わることにより争点を絞った証拠調べができるようにした。鑑定人の選任や評価書の提出という点で時間を短縮できるようになった。また、知的財産権に関する訴訟といった迅速化のニーズが高い事件に関しては、知財高裁を

設置し、専属管轄ということで、実質的には、第二審で終了できる力がある裁判所を設けた。平成10年の民事訴訟法の改正で、争点整理をし、集中審理を行うこと、テレビ会議や電話会議システムを利用して、遠方からも主張を述べられるようになったが、この運用も固まり、それを前提に専門訴訟の手当を図ったものである。

刑事事件は、98%が一年以内に終局しているが、2ないし3パーセントの争いのある事件が長期化し、裁判は時間がかかるという印象を与えている。また、民事事件のように主張整理を行い、集中証拠調べができるよう刑事訴訟法が改正され、公判前整理手続が導入され、平成17年11月1日に施行された。これにより、主張整理を事前に行い、平成21年5月までに実施される裁判員制度においても、1か月ごとに公判に来てもらうのではなく、連日的開廷を行うことに対応できるようになった。

民事事件は、長い目でみれば増加傾向である。これまでの事前規制社会から、規制緩和によって事後的救済を図る社会となったが、司法制度改革は、それに対応するため、迅速化についての考えを打ち出した。法曹家の委員は、どのように考えるか御意見を伺いたい。

(委員)

早期解決を求める当事者とそうでない当事者がいる。弁護士は、依頼を受けた上で、早期解決を求めない当事者に対し、法曹の一人として、2年以内に解決するようにしなければならないと考えている。刑事事件はほとんどが自白事件であり、人の人生を変えるのに、ずいぶん早く終わってしまうように思う。刑事事件は自白に頼らない、民事事件も証人尋問に頼らないように変わっていくことを願っている。証人の証言の証拠判断は難しい。それは、裁判員にとっても難しいことだと思う。

(委員)

市民は、裁判は長いという印象を持っていると思う。国民的な批判を受けて、

司法制度を根本的に変えなければならなくなり、平成16年にはある程度改革が実施されてきているが、上からの改革という印象は否めない。改革が国民に受け入れられるか心配だ。「裁判の迅速化に関する法律」についても、弁護士の立場からは、迅速だけでなく、「適正」もつけてもらわないと困ると注文をつけている。裁判員制度を導入することにより、今でもオーバーワークの裁判官の負担増が危惧される。制度としては導入されていないが、捜査過程をビデオに撮るといふ捜査の可視化についても導入してほしいと考えている。

(委員)

刑事事件を30年担当しているが、刑事裁判は、昔に比べて随分速くなったという印象だ。否認事件でも、2年以内に終局することを検察官は意識しており、ほとんどの事件は、2年以内に終局している。迅速化については、弁護士の理解も得られ、検察官も頑張っている。

(委員)

裁判員制度の広報活動で、公社総合ビルにおいてフォーラムがあったが、その中で、裁判員制度の導入理由として、国民が、判決や刑罰に関心をもつことが、防犯につながるという発言があった。国民に意識を高めてもらうために、くじびきで裁判員が選ばれるという説明だった。

(委員長)

裁判員制度は、国民に司法を身近に感じてもらい、自らの経験を反映していくことにより、司法の信頼を高めていき、そのことが社会の安定にもつながっていくというのが公的説明になる。国民の負担は増えるが、よりよい社会にしていくなために必要な制度として決まったことなので、法律家としては、国民の負担を少なくするにはどうすればよいかを考えている。

(委員)

日本人全体の感覚としては、裁判への拒否反応があると思う。欧米のような訴訟社会も困るが、日本人の場合、裁判への関心度は低いと思う。今回、地裁委員

会の委員になり、初めて司法制度改革の内容を知った。実現すれば、非常にすばらしい制度だと思う。一般の人は、裁判員制度のことをよく知らない。くじで裁判員に当たったら大変だなと思うが、理解してもらうために、努力していかねばならないと思う。

(委員)

学校としても、裁判員制度の広報活動をしていきたいと考えている。怖さを知らないということもあるが、子供の感覚としては、肯定的だ。

(委員)

最近の高校生は、自分以外のことへの関心が薄い。裁判員制度が始まると、社会への関心を持たざるを得ないので、学校でも裁判員制度をピーアールしていきたい。

(委員)

裁判員制度が導入された場合、異動のため、担当裁判官が途中で変わることはあってはならないと考えている。また、裁判の当事者は、途中で担当裁判官が変わることに不安を抱く。

(委員長)

民事事件でも、集中証拠調べを行っているので、証拠調べの途中で裁判官が異動するというのは、従来より少なくなっているはずだ。裁判官は、国家公務員であり、日本全国均一な司法サービスを行うために異動する。大きな事件の場合は、4月異動であっても、その事件に限って7月まで担当しなさいということが少ないながらもある。

(委員)

裁判官の人事制度の見直しの骨子は、どういうものか。

(委員長)

評価の透明性を図るということだ。まず、評価権者を決め、その者に対し、被評価者である裁判官は意見を言える。評価する側は、被評価者と面談をし、被評

価者は、自己の評価書を見て、不服申立ができる。

(委員)

「裁判の迅速化に関する法律」では、2年を1つの目安にしているが、その根拠は何か。また、昭和48年頃から、2年を超えて係属している事件は激減しているが、その理由は何か。

(委員長)

3年以内という意見もあったが、努力すれば、2年以内ならできるのではないかというので、2年が目安となった。事案によっては、2年でも長すぎるのではないかということもある。著名事件で10年もかかる事件があるのは、裁判所としてもダメージだ。

審理期間が短縮された理由は、当事者の声が強まったこと、裁判所内部もそのニーズに応えるべく制度や態勢を整備してきたことなどによる。

(委員)

裁判官と検察官の人数も大きな要素だ。平成17年度から、司法修習生の人数が1500人ということだが、司法修習生が増えても裁判官や検察官になる人数はそれほど増えていない。司法修習生は、裁判官や検察官になることを好まないのか。

(委員長)

弁護士希望者が多いのは間違いない。裁判官と検察官は国家公務員なので、予算の裏付けが必要である。定員法という法律で人数が定められており、法律が改正されないと増やせない。毎年増員はしているが、一挙に増やすことはできない。

(委員)

法曹人口の拡大を国が図って司法修習生を増やしたのに、裁判官と検察官を増やさないので意味がない。

(委員)

裁判官の質を落とさず数を増やすことについて、考えていくべきだと思う。

(委員)

被害者救済という観点から、時効制度を撤廃したらどうかと考えている。また、現在の科学技術からすれば、20年や30年経っても、証拠として出せると聞いている。外国の時効制度についても知る機会をもうけてほしい。

(委員長)

民事事件では、20年経って、突然責任を問われてもたまらないだろう。刑事事件では、平成16年に、死刑に当たる罪についての公訴時効期間15年が25年に改正されるなど見直しが行われた。

(委員長)

裁判員制度については、群馬県では、当面は、本庁のみで始めることになると思う。

(2) 次回のテーマについて

(委員長)

次回のテーマとしては、「施設はどうか。」という予定になっているが、それでよろしいか。

(各委員異論なし)

(委員)

今後、地裁委員会において、司法教育の充実という点から、実際に中高生を指導している現場の教員の意見を聞く機会を設けていただきたい。